

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 岩国市<br>(35208)                    |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 宇佐地域<br>(常国、三和、入江谷、平、槇原、三共、山崎、柏原) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年12月20日<br>(第1回)               |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

宇佐地域は、錦町の北部に位置する山間部で、広島と島根の県境に位置する。人口は69人となっており、過疎化が進んでいる状況。さらに、内70歳以上が44人という、高齢化地区でもある。農用地面積は19.8haで、内訳として水稻栽培が9.4ha、畑作4.7haとなっており、ハウス野菜と露地野菜とリンドウ栽培が主である。残りの農地は、自己保全管理地として管理されているが、過疎化・高齢化が進めば、耕作放棄地となるのも時間の問題となっている。圃場整備はされているが、急傾斜のため、法面の角度もあり面積が大きいため、機械の使用が難しく、草刈りに労力を取られている。草刈りが減れば、水稻栽培への意欲も増すと思われるので、今後の課題である。

現在は、農作業受託組合が水稻栽培を支えているが、主たる作業者が60代以上であること、オペレーターが2名であること、機械操作の複雑化等の課題も多く、今後の後継者問題は避けられたい状況。また、認定農業者は不在という状況のため、新たな担い手確保も課題。若者の就農には、農業以外の収入も大事と思うので、半農半Xを進めていけると良いと考えている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻と野菜・リンドウ栽培を維持する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 19.8 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 19.8 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積・集約化の方針                                                                                        |
| まずは、自己所有農地を可能な限り管理保全しながら、まだ耕作が出来る状態のうちに、担い手に集約するか、農作業受託組合に委託し、保全管理を行う。                                  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                        |
| 所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸付し、その農地を担い手に集積・集約していく。                                                           |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                         |
| 水路等、補修等が必要な個所があれば、状態に応じて補助事業の活用を含め対策・修繕を検討する。                                                           |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                    |
| 新たな担い手の育成・確保のため、U・J・Iターン者や定年帰農者などからの相談から定着までが切れ目なく取り組んでいけるよう、市・農業委員会・農地利用最適化推進委員・農林事務所・JA等の関係機関との連携を行う。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                     |
| 農作業受託組合が水稻栽培作業を受けて放棄田が発生しないようにしていく。                                                                     |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                                   |                                          |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等            |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

①農業被害が大きいと、農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型)岩国北部地区宇佐地域等の補助事業を活用しながら、県や市が連携し対策を講じていく。  
 ⑦中山間等直接支払交付金事業の該当農地においては、適切な農地の維持管理を行う。  
 ⑩組合のニーズに沿った機械・機具の導入を行う。共同機械(トラクター・田植機・コンバイン・スパイダーモア・ウィングモア)の維持管理。